

平成 29 年度第 2 回  
横浜市学校規模適正化等検討委員会

次第

平成 29 年 8 月 1 日 (火)  
午後 1 時 00 分から  
関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 議事
  - (1) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
- 4 その他
  - (1) 部会からの報告
  - (2) 次回日程について

【配付資料】

- 資料 1 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて
- 資料 2 横浜市立小・中学校における通学区域制度及び学校規模に関する基本方針（概要版）
- 資料 3 現行基本方針の振返り（その 1）
- 資料 4 現行基本方針の振返り（その 2）
- 資料 5 横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（概要版）

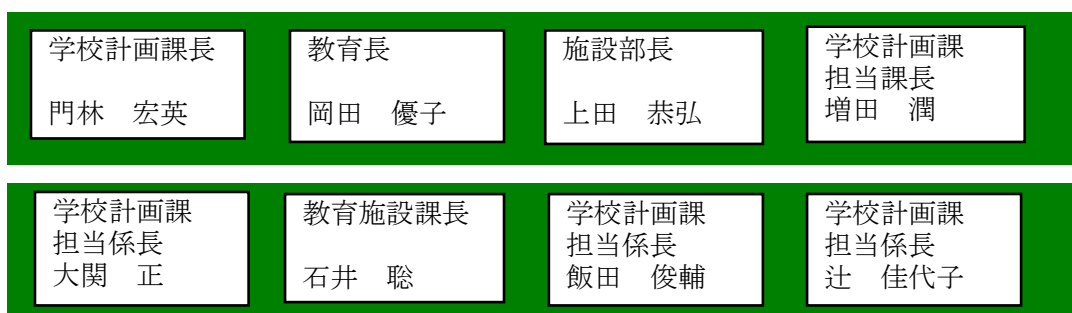
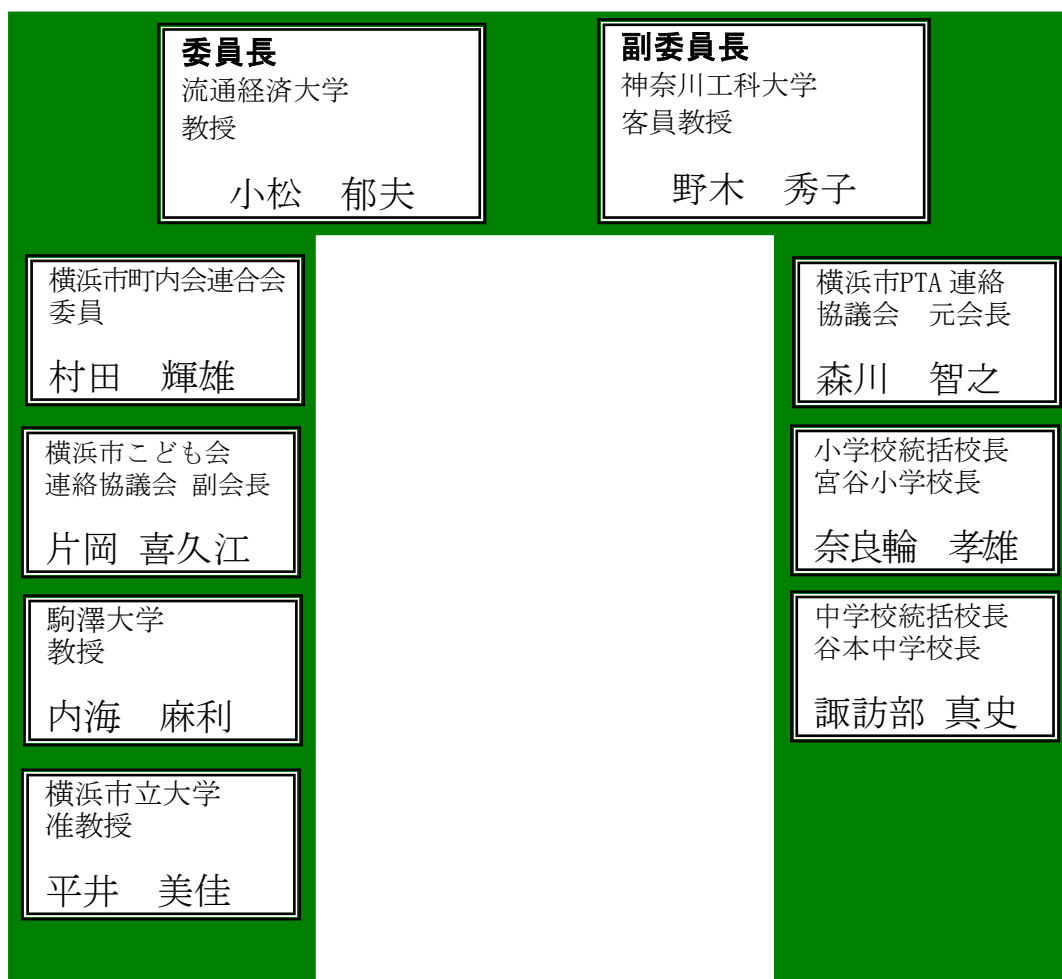
横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿 (H29. 8. 1 現在)

(敬称略)

役職	氏名	所属・役割
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	流通経済大学社会学部 教授
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	神奈川工科大学 客員教授
委員	うちうみ まり 内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	むらた てるお 村田 輝雄	横浜市町内会連合会 委員
委員	もりかわ ともゆき 森川 智之	横浜市PTA連絡協議会 元会長
委員	ならわ たかお 奈良輪 孝雄	小学校統括校長 (宮谷小学校長)
委員	すわべ まさし 諏訪部 真史	中学校統括校長 (谷本中学校長)

事務局	うえだ やすひろ 上田 恭弘	教育委員会事務局 施設部長
	かどばやし ひろひで 門林 宏英	教育委員会事務局 学校計画課長
	ますだ じゅん 増田 潤	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	おおぜき ただし 大関 正	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	いいた しゅんすけ 飯田 俊輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	つじ かよこ 辻 佳代子	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	あきた よしみ 秋田 佳美	教育委員会事務局 学校計画課担当
	やまもと しんたろう 山本 真太郎	教育委員会事務局 学校計画課担当

平成 29 年度第 2 回  
 横浜市学校規模適正化等検討委員会 座席表  
 (関内駅前第一ビル 3 階 302 会議室)



事務局

記者席

傍聴席

入口

(敬称略)

平成 29 年 8 月 1 日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

横浜市教育委員会

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する  
基本方針」の見直しについて（諮問）

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第 2 条に基づき、次に掲げる事項について、諮問します。

- 1 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の見直しについて

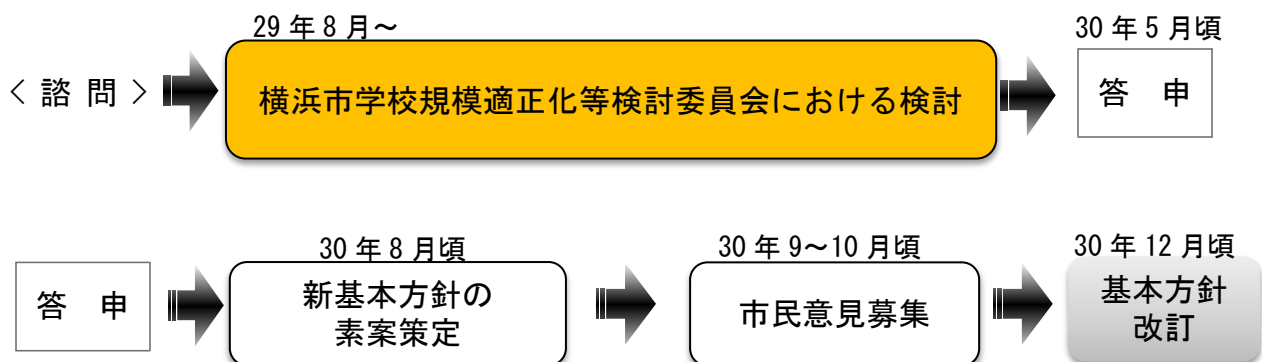
## 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する 基本方針の見直しについて

### 1 趣旨

平成 22 年 12 月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模等の適正化を推進していますが、策定から 6 年以上が経過し、時代のニーズに合わせた見直しが必要です。

現行の基本方針に基づく取組みの振り返りを行うとともに、さらなる教育環境の改善に向け、基本方針の見直しを行います。

### 2 スケジュール（予定）



### 3 学校規模適正化等検討委員会での審議スケジュール（案）

	時期	審議内容
①	29年8月	現行基本方針の振り返り
②	29年10月	通学区域制度（1回目）
③	29年12月	通学区域制度（2回目）
④	30年1月	学校規模適正化（1回目）
⑤	30年3月	学校規模適正化（2回目）
⑥	30年5月	最終とりまとめ【答申】

（注）審議の進捗に応じて、開催時期や実施回数を変更する可能性があります。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の全体像

（目的）市立小・中学校の教育水準の維持向上を引き続き図るための提言※を踏まえ、通学区域の適正化・弾力化及び学校規模の適正化を推進する。  
 ※「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」検討委員会の提言

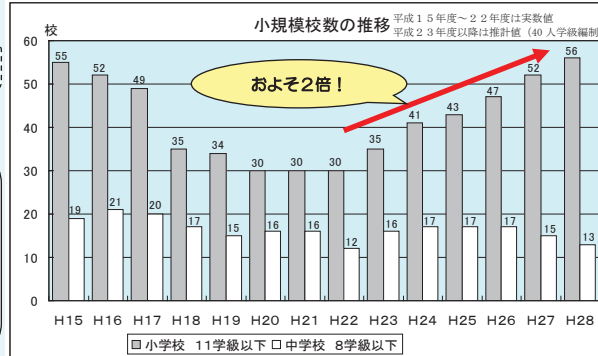
1 現状

児童・生徒数は今後減少傾向

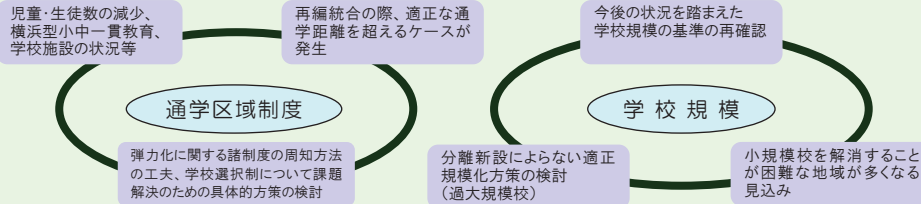
小学校の小規模校の数も増加

30校 平成22年度 → 56校 平成28年度

【平成22年度義務教育人口推計】



2 課題



学校施設に関する新たな課題

- 人口急増期に大量に整備された学校が老朽化し、多くの学校で建替え需要が発生する見込み。
- 施設整備費や維持保全費の減少に伴い、1つの学校に充てられる経費が減少。

3-1 新たな通学区域制度の弾力化・適正化方策

＜通学区域制度の基本的な考え方＞ 今後も住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本。

＜通学区域設定にあたって考え方＞ 「学校規模」、「通学時間・通学距離（望ましい通学距離は小学校片道おおむね2km、中学校片道おおむね3km以内）」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」に加え、「横浜型小中一貫教育」を考慮した通学区域の設定。

＜通学区域の弾力化と適正化方策＞

- 通学区域調整等で適正化を推進。必要に応じ通学環境改善策、通学支援策を検討。
- 保護者や地域の信頼に応える学校づくりを推進するため、また併せて学校選択の機会を拡大していく観点から、通学区域の一層の弾力化を推進。
- 弾力化に関する諸制度は、周知方法を工夫し、学校選択制については保護者や地域、学校関係者などからの意見やニーズを把握して引き続き検討。

3-2 新たな学校規模の適正化方策

（考え方）教育効果との相関、教員配置など、教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、適正規模等の範囲を設定。

適正規模校

小学校 12～24学級（1学年2～4学級） 中学校 12～24学級（1学年4～8学級）

小規模校  
小学校 11学級以下  
中学校 8学級以下



過大規模校  
小・中学校 31学級以上

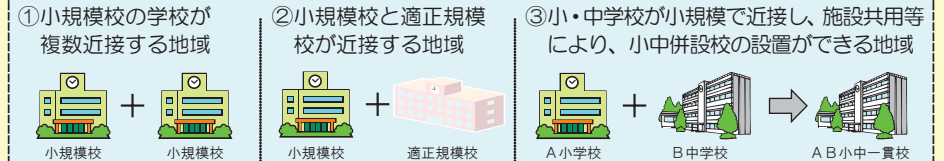
通学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や、実施しても解消が見込まれない場合は、学校の統合についての検討を推進。

準小規模校  
中学校 9～11学級

大規模校  
小・中学校 25学級～30学級

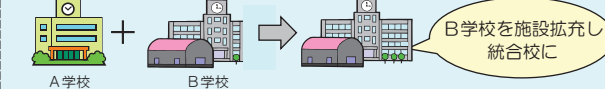
- 31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合分離新設を検討。（施設・教育内容・児童生徒指導などに支障のない場合は除く。）
- 分離新設等だけでなく、早期に通学区域の変更調整等を実施や指定校以外の学校への就学を認める取組など、新たな適正化方策を検討。
- 分離新設を検討する場合、分離新設するための予定地の確保状況等も考慮。

《統合の対象となる地域》 ※準小規模校を含め、将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。



《統合の方法》 既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、施設規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討。また、新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校施設の建替時期についても考慮

《統合の進め方》 保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう検討委員会を設置し、十分に調整



《統合時の主な配慮事項》

- ◎ 統合の対象校の周知と課題の共有の推進
- ◎ 児童・生徒の心理的負担の軽減
- ◎ 適正な通学距離が保てない場合の通学支援策

《学校施設に関する新たな課題に対する方策》 小規模校だけでなく校舎の経過年数を踏まえ、建替えを考慮した統合を推進するなど、施設整備にかかる費用軽減も検討。

4 その他の方策

- 計画の推進
- 情報の提供
- 通学区域等に関する相談機能等
- 基本方針の見直し

現行基本方針の振返り **その1** 学校規模等に関する環境の変化について

## 1 現行の基本方針策定以降の動向

## (1) 近年の主な動き (22年12月以降)

	学校統合、分離新設等の動き	その他の出来事
22年12月	現行：基本方針策定	
23年3月		東日本大震災
23年4月	【統合】四季の森小学校開校 (旭区) 【分離新設】あかね台中学校開校 (青葉区) 【分校新設】新井小学校桜坂分校開校 (保土ケ谷区) 【分校新設】新井中学校桜坂分校開校 (保土ケ谷区)	
25年4月	【統合】横浜吉田中学校開校 (中区) 【統合】川島小学校開校 (保土ケ谷区) 【統合】左近山小学校開校 (旭区) 【分離新設】美しが丘西小学校開校 (青葉区)	
同年9月		「横浜市学校規模適正化等検討委員会」の条例設置
26年4月	【統合】飯田北いちょう小学校開校 (泉区)	
同年12月		「第2期横浜市教育振興基本計画」策定 「横浜市中期4か年計画2014-2017」策定
27年4月	【統合】上郷中学校開校 (栄区)	
28年4月		学校教育法改正により霧が丘学園開校
29年4月	【統合】横浜深谷台小学校開校 (戸塚区)	西金沢学園開校
同年5月		学校建替えに関する基本方針策定
30年度	【急増対策・10年暫定の分離新設】 みなとみらい本町小学校開校予定 (西区) 【急増対策・移転新築】 子安小移転予定 (神奈川区)	
32年度	【急増対策・10年暫定の分校新設】 市場小学校第二方面校 (仮称) 開校予定 (鶴見区) 【急増対策・分離新設】 日吉台小学校第二方面校 (仮称) 開校予定 (港北区)	
34年度		緑園地区義務教育学校 (仮称) 開校予定

(注) 平成32年度以降の開校予定については、横浜市学校条例の改正の市会議決が必要です。

## (2) 近年における特徴的な事案

	事案	内容
1	みなとみらい本町小学校の設置 <30~39年度>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町小 (中区) の急増対策として時限措置で分離新設を行うもの。</li> <li>・児童数見込みを踏まえつつ、みなとみらい21地区の業務・商業機能集積への影響を勘案し、10年間の暫定設置となった。設置期間満了後、原状回復のため、撤去が必要となる。</li> <li>・10年後に本町小に再び戻る必要があり、そのことを意識した学校名の決定など、開校に向けてこれまでにない配慮も必要となった。</li> </ul>
2	市場小分校の設置 <32~41年度>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場小 (鶴見区) の急増対策として、時限措置で分校の設置を行うもの。</li> <li>・児童数を踏まえつつ、土地利用が本市下水道用地の使用承認 (目的外) となったため、10年間の暫定設置となった。設置期間満了後、原状回復のため、撤去が必要となる。</li> <li>・分校には5、6年生が分かれて通う予定であり、学年で分けた分校という点でも本市で初めての事案である。</li> </ul>
3	子安小の移転 <30年度~>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子安小 (神奈川区) の急増対策として実施。</li> <li>・分離新設ではなく、既存施設を移転するとともに施設の拡充を行い、過大規模校の課題を解消するもの。</li> </ul>
4	横浜深谷台小学校の設置 (地域における合意形成の長期化) <29年度~>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24年10月に、地域・保護者・学校の代表者による検討組織を設け、深谷台小学校と俣野小学校の学校規模の適正化に向けた検討を開始したが、合意形成の調整が長期化し、結果として、学校統合まで長い期間を要することになった。</li> </ul>

(注) 2の市場小分校の設置については、横浜市学校条例の改正の市会議決が必要です。

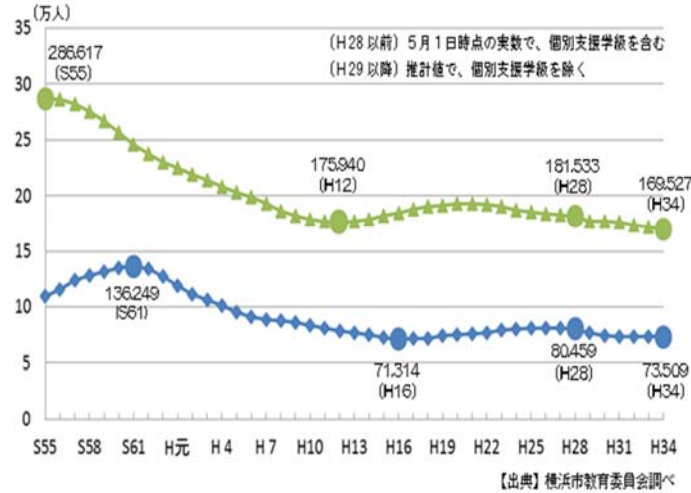
## 2 参考データ

### (1) 少子化に伴う学校の小規模化の進行

#### 【横浜市立小・中学校の児童生徒数の推移】

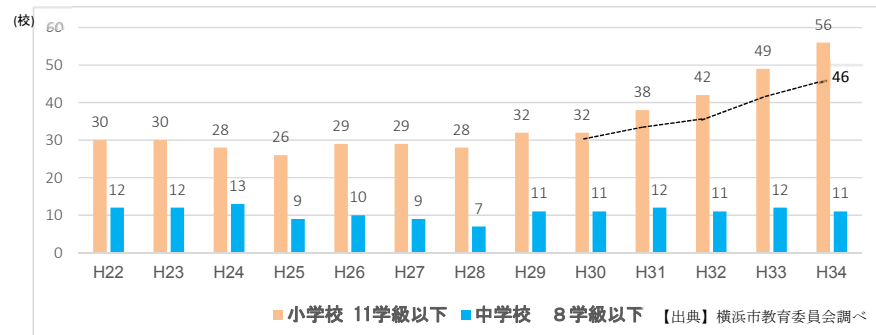
横浜市の児童数は昭和55年のピーク時以降、緩やかな減少を続けており、生徒数においてもわずかに減少傾向です。平成34年度には児童数169,527人、生徒数73,509人となり、ピーク時と比べて児童数は約59%、生徒数は約54%程度になることが見込まれます。

なお、本市の将来人口推計では、今後も学齢期の減少が続き、平成72年には現在と比べ約3割の減少が見込まれています。



#### 【横浜市立小・中学校における小規模校の学校数推移】

基本方針に基づき学校統合等の取組みを進めてきたことで、小規模校の数は概ね一定に推移してきています。今後の推計では、中学校については概ね横ばいで推移しますが、小学校の小規模校数は増え続け、34年度で56校となっています。

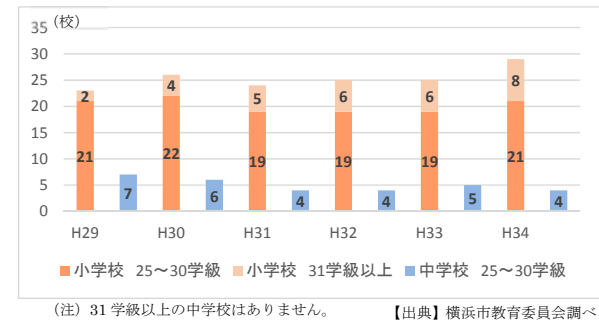


(注) 30年度以降の棒グラフが示す数値は、現時点での推計に過ぎず、今後の学校規模適正化方策による効果(見込み)を織り込んでおりません。引き続き方策を推進することにより、小規模数の抑制に努めます。なお、過去の実績を踏まえ、仮に年間2校程度、小学校の適正規模化を図った場合、30年度以降の折れ線グラフのとおり34年度では小規模校が46校となります。

### (2) 局所的な児童・生徒数の急増

#### 【横浜市立小・中学校における大規模校・過大規模校の推移】

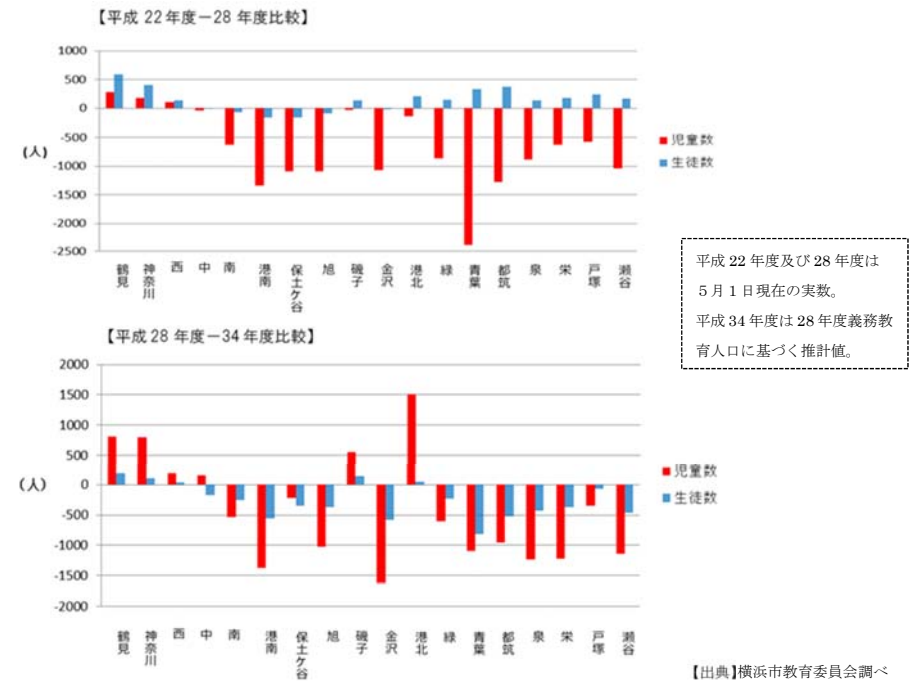
義務教育人口推計では、市内の児童生徒数は緩やかな減少傾向にありますが、局所的な児童生徒数の急増などにより、引き続き、一定数の大規模校、過大規模校が存在する見通しです。



### (3) 児童・生徒数の偏在

#### 【横浜市立小・中学校における行政区別児童生徒数の増減】

平成22年度と平成28年度の児童数の比較では、鶴見区、神奈川区、西区の3区で児童数が増加する一方、他の区では減少しています。今後の推計では、鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、港北区で児童数が増加する見込みですが、その他の大半の区で児童生徒数が減っていくことが見込まれます。

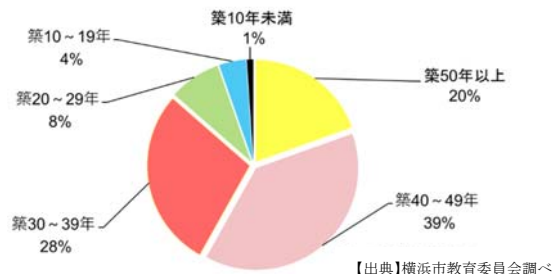




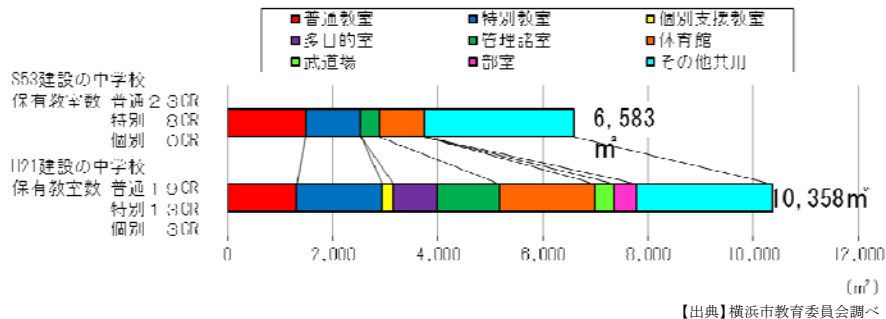
(4) 学校建替えの必要性

【建築基準年度別学校数の割合】

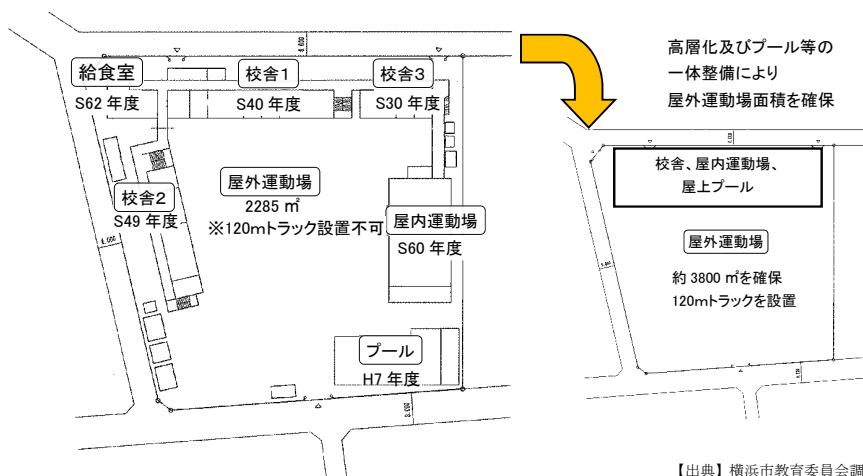
築50年以上の学校が2割を占めるなど、学校の老朽化が進行しています。



【建設年度の異なる学校の規模及びスペース構成の比較】



【校地面積が狭い学校における改築による改善例】



(5) 通学区域特認校制度のニーズ低下

運用を開始した頃と比べ、当制度の指定校数や申請者数は減少傾向にあります。当制度のニーズ低下の要因としては次のことが考えられます。

- ① 通学安全を確保するため（市内全域が対象のため、遠距離通学となる可能性が高い）
- ② 震災時の安心のため（自宅近くの学校に通わせたいという保護者の意識の変化）
- ③ 地域と学校との関係が希薄化することを避けるため



【平成28年度の募集・申請・承認状況】

校名	教育の特色	最終募集枠	申請数	承認数
金沢区 釜利谷西小	小中一貫	新1年生のみ10人	34	33
青葉区 鉄小	地域参画	新1、2、4年生各15人、新3、6年生各10人、新5年生20人	4	0
栄区 千秀小	地域参画	新1年生25人、新2、3、5、6年生各5人、新4年生10人	5	5
青葉区 鴨志田中	地域参画	新1～3年生各10人	10	9
都筑区 都田中	豊かな心の育成	新1年生20人、新2、3年生各12人	6	5
計			59	52

【注1】通学区域特認校制度とは

各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が指定する学校について、保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、就学を認める制度。

当該制度は、17年度から、本市で実施していた、教育改革のモデル校として特色ある教育を推進する「パイオニアスクールよこはま (PSY)」において、通学区域の特例を認めるものとして導入された。PSYは25年度をもって事業自体が終了したため、通学区域特認校制度も見直しの必要性が出ている。

【注2】釜利谷西小について

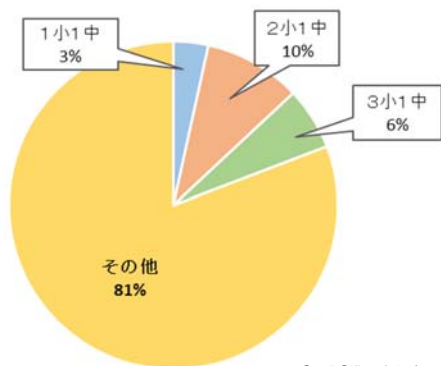
29年4月1日から西金沢義務教育学校（西金沢学園）に移行

【注3】鴨志田中について

29年度入学を最後に、通学区域特認校制度の実施を取りやめ

### (6) 小学校と中学校との通学区域の関係

小中一貫教育を推進するうえで、中学校の通学区域が小学校のそれと一致していることが望ましいと言えますが、平成 29 年度現在、中学校 146 校（義務教育学校 2 校を除く）のうち、小学校の通学区域と一致している学校は全体の約 2 割に過ぎません。



【出典】横浜市教育委員会調べ

### (7) 地域と学校の関係強化

学校運営協議会が設置される学校は年々増加しています。



【出典】横浜市教育委員会調べ

#### (注) 学校運営協議会に係る最近の動き

学校運営協議会の根拠法（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）の一部改正（29年4月1日施行）に伴い、関係規定である「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」が一部改正（29年6月5日施行）されています。これにより、今後は、「小中一貫教育推進ブロックでのカリキュラム・マネジメントの推進」「地域との協働の推進」の2つの機能をもつ学校運営協議会を設置し、横浜型小中一貫教育の一層の推進を図ることになっています。

現行基本方針の振り返り **その2** 課題の整理

## 1 通学区域の適正化について

## &lt;課題の整理&gt;

## (1) 「望ましい通学距離」に関して

局所的な児童・生徒数の急増や学校の小規模化への対応が求められる中、通学距離の基準である「望ましい通学距離（片道：小学校概ね2km、中学校概ね3km）」を現行通りとした場合、徒歩圏内に学校を分離新設するための相応しい学校用地が無いなど、良好な教育環境を確保するための方策が見出しにくい状況にあります。このため、現行の「原則、徒歩通学」に拘るのではなく、公共交通機関などの活用も含め、通学距離基準や運用を決めていく必要があります。

## ■ 本市の現行基準

徒歩通学	片道：小学校概ね2km、中学校概ね3km
公共交通機関などの利用	（現行の基本方針では、基準などの考え方はありません。）

## &lt;参考1&gt; 「望ましい通学距離」の国の基準（原則、徒歩での通学）

国基準（注）	片道：小学校概ね4km、中学校概ね6km
（注）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条	

## &lt;参考2&gt; 政令市におけるスクールバスの活用状況（29年5月札幌市調査）

20政令市中、10都市でスクールバスが導入されています。
◆スクールバスを活用している都市 札幌市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市

## (2) 通学区域弾力化のあり方

通学区域弾力化制度のうち、「特別調整通学区域制度」については、学校の立地が必ずしも均一ではないことなどへの対応策として有効に機能してきたと言えます。また、「指定地区外就学制度」についても、児童・生徒の置かれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学できる制度として、効果的な制度となっています。一方、通学区域特認校制度は、ピーク時と比べ指定校数や就学許可件数も減少していることから見直しに向けた検討が必要です。

## ■ 通学区域弾力化に係る現行の制度

特別調整通学区域制度	学校の施設及び、通学路の状況等を考慮し、指定校または教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度
指定地区外就学許可制度	児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度
通学区域特認校制度	各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が指定する学校について、保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、就学を認める制度
学校選択制	現時点で未実施。現行の基本方針では、「他都市における課題の研究とともに、保護者や地域、学校関係者などからの意見や、ニーズを把握しながら検討を進める」としている。

## 2 学校規模の適正化について

### <課題の整理>

#### (1) 「適正規模校の範囲（適正規模校基準）」の見直し

北部・臨海部など市内の一部地域では、児童・生徒数の急増により教室不足などの問題を抱える学校が発生していますが、現行の方針に沿って分離新設を行おうとしても、予算の確保や学校用地の取得が難しいため、物理的に対応が不可能なケースが出てきています。また、仮に用地の確保ができたとしても児童・生徒の急増が一過性であると見込まれる場合もあります。一方、小規模校については、周辺の学校と統合しようとする場合、適正規模を超えてしまうケースもあります。現行の適正規模基準が支障となり、小規模化がますます進んでしまうという状況が危惧されます。

また、検討にあたっては、権限移譲により平成 29 年度より教職員配置や学級編制基準の設定を本市独自で行うことができるようになったことも考慮に入れる必要があります。

#### ■ 本市の現行基準（適正規模校の範囲）

##### <小学校>

小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
11 12	24 25	30 31	

##### <中学校>

小規模校	準小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
8 9	11 12	24 25	30 31	

↓  
分離新設の検討  
(現行の基本方針における方策)

### (2) 適正規模化方策の強化

#### 【その1】大規模校・過大規模校対策

現行の適正規模基準（上限値 24 学級）を超えたとしても学校施設の建替えや増築による機能改善などにより、良好な教育環境を確保できる場合が考えられます。大規模校・過大規模校の課題解消という視点で校舎建替え等を検討することも必要です。

#### 【その2】小規模校対策

中長期的な小規模校化の傾向を踏まえ、適正規模化方策の強化が求められます。適正規模化にあたっては、これまでの「小規模校+小規模校」または「小規模校+適正規模校」という組み合わせだけではなく、統合後も小規模化してしまうなどの課題に対応するため、今後は隣接する大規模校との組み合わせを検討しないと、小規模校対策を行えないケースも出てきています。

また、小規模校対策を実施する際、児童・生徒、保護者の心情に配慮することも大切な視点ですが、適正規模校化を進めることで、児童・生徒の教育環境の向上が図れることについて保護者や地域の理解が進んでいないため、保護者や地域が学校統合などに不安を覚える傾向が見受けられます。また、小規模校対策を進めるにあたり、現行の検討部会以外に地域の状況に応じた調整手法を検討する必要があります。

## 3 その他（考慮すべき事項）

### (1) 学校規模適正化の意義

・学校規模適正化の目的が「児童・生徒のため」であることについて、保護者や地域から十分な理解が得られていない状況です。また、児童指導などの観点からも適正規模校の教育効果を発信することを検討することも必要です。そのためにも広報の強化が求められています。

### (2) 通学区域と区境などとの一致について

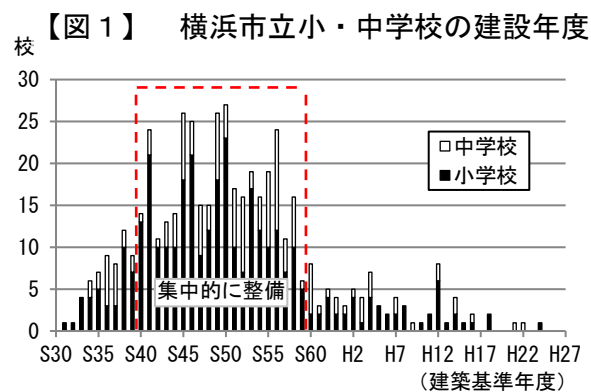
・地域における調整（スクールゾーン対策協議、こども会活動、地域防災拠点の運営など）が区単位、自治会・町内会単位あるいは連合町内会単位などで行われている実態から、通学区域が区境や連合町内会の境などを跨ぐ場合、学校運営が煩雑となる側面があります。学校規模適正化を図る際、地域コミュニティについても一定の配慮が求められます。

### (3) 小中一貫教育との整合について

・通学区域と小中ブロックが一致していない実態が多々ある中、横浜型小中一貫教育の推進のため、小中一貫ブロックとの一致についても一定の配慮が必要となります。

## 1 学校施設を取り巻く現状と基本方針の策定

- 本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備してきました（図1）。従来は築40年ほどで建替えを行ってきましたが、現状では5割以上の学校が築後40年を経過している状況です。10年後には、この割合は9割近くにまで上ります。
- 本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況です。また、グラウンドの面積は、全国の指定都市や都区部と比べても最低水準にあります。
- 本市では、長寿化基本方針に基づき、学校施設を築70年まで使用することとなっていますが、その時期も見え始めています。効率的、効果的に、1校1校が最善の形で建替えを進められるよう、学校施設建替えに関する基本方針を策定します。



## 2 学校施設建替えの考え方

- 基本方針の対象  
学校施設の機能向上などの整備内容の見直しや耐震補強による室内環境への影響を考慮して、昭和56年度以前に建設された学校を対象とします。
- 事業期間・事業費  
事業期間は対象校が築70年を超えない範囲の平成63年度までとします。試算では、事業費が約1兆円と膨大なため、施設量の縮減、維持管理の一層の効率化等により負担軽減の取組を進めます。平準化のために一部を前倒して建替えを実施し、平成32年度の工事着手を目標とします。
- 建替校選定の考え方
  - ・築年数の古い学校から行うことを基本とします。最古の校舎の築年数が原則として70年を超えないように配慮しつつ、学校施設全体の平均築年数を基に判断します。
  - ・全面建替を基本としますが、建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない場合には部分的に建替えを行うこととします。
  - ・学校施設の「機能改善」、「学校統合」、「公共施設等との複合化」といった視点からも必ず検討します。

### 【機能改善】

教育環境に課題が多く、改修による改善が見込めない学校（特殊な形状や配置の学校、整備の基準を大きく下回る学校など）について、建替えにより課題解決を図ります。

### 【学校統合】

小規模校では教育活動、学校運営上多くの課題があり、学校統合を進めていく必要があります。統合時に建替えを行うことで、教育環境の大幅な改善や工期の短縮が図れます。

### 【複合化】

公共施設等と複合化することで、その機能を授業や学校行事等、学校教育で活用します。また、複合施設が拠点施設として地域まちづくりの推進に資するよう、配慮していきます。

### ■建替後の学校施設の整備内容

- ・より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行います。また、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化や地下利用を検討します。

## 3 建替えの進め方

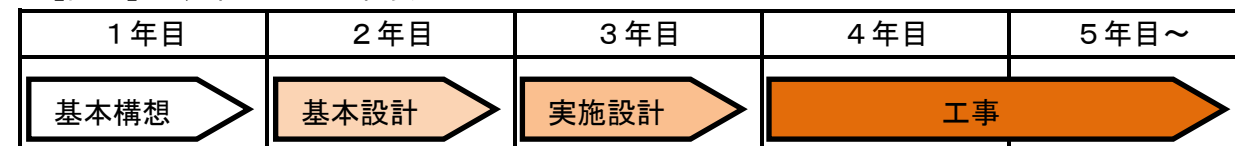
### ■建替校の選定

- ・「2 学校施設建替えの考え方」を基に、効率性や事業効果を総合的に考え、建替えを進めていきます。ただし、国庫補助の導入対象に該当しない場合や小規模校化が見込まれる場合等は建替えを見送ります。
- ・教育委員会事務局内に選定会議を設置し、上記の内容を踏まえたうえで、選定会議の場で建替えを行う学校を選定します。

### ■事業着手から建替工事の進め方

- ・建替えまでの目安としては、1年目に基本構想、2年目に基本設計、3年目に実施設計、4年目以降に建替工事を実施します。工期は2年程度を目安としますが、工事の進め方や内容によっては、3年以上要する場合もあります。
- ・整備にあたっては、基本構想に着手するまでにまちづくりの観点から地域の声を反映しながら区局横断的に調整を進めていきます。

【図2】 建替えまでの目安



## 4 建替えを進める上での留意点

- 地域まちづくりの推進への配慮（学校施設建替えにあわせた地域課題の解決）
- 学校の伝統やシンボルへの配慮（地域に親しまれている伝統的な意匠などを極力継続して設置）
- 地域防災拠点（建替工事により防災拠点が利用制限される場合に対する事前調整と周知）
- 学校施設の目的外利用（建替工事により学校開放等が利用制限される場合に対する事前調整と周知）
- 効率的な事業執行（公民連携手法を含め、最も効率的な進め方での事業推進）
- 財政負担の軽減（国への財源確保の働きかけ、市の方針に基づく土地、建物等の資産の有効活用、横浜市学校施設整備基金の活用等）
- 環境に配慮した学校施設の整備（太陽光の利用や照明のLED化、木材利用の促進）
- 特別支援学校、高等学校の建替えについては別途検討

## 5 今後の取組

- 新しい学習内容にも対応できるよう、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替えを進めていきます。また、他の自治体の参考となるような事例にも積極的に取り組んでいきます。
- 今後も既存施設の保全は重要です。建替えの時期を踏まえ、効率的に保全を行い、良好な学習環境の維持に努めていきます。
- 建替えを進めていくうえで、社会情勢等の大きな変化や全市方針の大きな転換などにより、基本方針の内容が実態に合わなくなった場合には、当方針の見直しを行います。